

○茨城県企業局低入札価格調査制度実施運営要領

(平成 10 年 10 月 1 日施行)

改正：平成 15 年 4 月 1 日

改正：平成 18 年 5 月 1 日

改正：平成 18 年 5 月 22 日

改正：平成 20 年 9 月 1 日

改正：平成 21 年 6 月 22 日

改正：平成 22 年 8 月 24 日

改正：平成 23 年 3 月 30 日

改正：平成 23 年 4 月 14 日

改正：平成 25 年 5 月 31 日

改正：平成 28 年 3 月 29 日

改正：平成 29 年 3 月 30 日

改正：平成 30 年 8 月 21 日

改正：令和元年 7 月 1 日

改正：令和 2 年 4 月 1 日

改正：令和 4 年 4 月 1 日

改正：令和 6 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、茨城県企業局が発注する建設工事について、茨城県企業局会計規程（平成 23 年茨城県企業管理規程第 3 号。以下「会計規程」という。）第 98 条第 2 項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準及び当該基準に該当する入札があった場合の手続に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 この要領は、1 件の請負に付する額が 1 億 5,000 万円以上の建設工事並びに総合評価方式により発注する建設工事に適用する。

(調査基準価格の設定)

第 3 条 会計規程第 98 条第 2 項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格（消費税及び地方消費税を含む額）が、契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で管理者又は工事担当課長の定める割合を予定価格（消費税及び地方消費税を除く額）に乗じて得た額（ただし、その割合が 10 分の 7.5 の場合にあつては、1 万円未満を切上げとし、それ以外の場合にあつては 1 万円未満を切捨てとする。）に 100 分の 110 を乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合とする。

2 前項に規定する割合の算定は次のとおりとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計（1 万円未満切り捨て）に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 9.2 を超える場合にあつては 10 分の 9.2 とし、10 分の 7.5 に満たない場合にあつては 10 分の 7.5 とする。

①直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

②共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

③現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

④一般管理費の額（契約保証費を含む）に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

ただし、電気設備・機械設備が主体となる建設工事にあつては、上記①の直接工事費の額を直接工事費相当額とし、その額に10分の9.5を乗じて得た額とする。直接工事費相当額は、直接工事費に機器費を加えた額とする。

また、電気設備・機械設備が主体となる修繕工事にあつての直接工事費相当額は、直接工事費に機器費と工場修理費を加えた額とする。

(2) 建築工事にあつては、上記(1)の①及び③を次に掲げる額とする。

①直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額

③現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

(3) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事にあつては、上記(1)の①及び③を次に掲げる額とする。

① 直接工事費相当額（直接工事費に10分の8を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額

③ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

(4) 特別なものについては、上記(1)から(3)の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。

3 管理者又は工事担当課長は、前項に規定する割合により調査基準価格を決定し、当該金額を予定価格表（茨城県企業局建設工事等施行手続及び監督規準（平成8年茨城県企業局訓令第1号。以下「監督規準」という。）様式第5号）の「調査基準価格」の欄に記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「入札書比較価格」の欄に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第4条 管理者は、次の各号に掲げる入札につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、入札価格によっては最低価格入札者（総合評価適用工事に関する入札においては、最高評価値となった入札者）であっても必ずしも落札者とならない場合がある旨を明示するものとする。

(1) 政府調達に関する協定に係る一般競争入札

別に定める要領に基づく入札公告及び入札説明書によるものとする。

(2) 一般競争入札

企業局一般競争入札実施要領に基づく入札公告によるものとする。

(3) 指名競争入札

監督規準に基づく工事入札通知書表面の「最低制限価格」の欄の「最低制限価格」の文字を「＝」（2重線）で消し、「調査基準価格」と記載するとともに、裏面2(7)に、なお書として、次の文面を挿入することとする。

「なお、落札者となるべき者の入札によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。」

（入札の執行）

第5条 入札の結果、いずれかの入札者（事前審査方式の総合評価適用工事に関する入札においては、最高評価値となった入札者に限る。）が調査基準価格を下回る入札をした者（以下、「低入札者」という。）である場合には、入札執行者は、全ての入札者に対して「低入札調査基準価

格を下回ったため保留」と宣言し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者は後日決定する旨を告げて、入札を保留とする。

また、入札執行者は、監督規準に基づく入札書取書に「低入札調査基準価格を下回ったため保留」と記入する。

(調査の実施)

第6条 事業主管課長又は出先機関の長(以下「事業主管課長等」という。)は、前条の規定により入札を保留としたときは、低入札者の入札内容が、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」に該当するかどうかに関する判断基準における数値的判断基準(以下単に「数値的判断基準」という。)に該当するか否かを確認し、数値的判断基準に該当した者については調査を終了し、数値的判断基準に該当しなかった者については、低入札調査表等の提出について(様式第1-1号)を通知することにより、低入札調査表(様式第2号。当該様式に記載された添付書類(様式第2-1号から様式第2-11号及び事業報告書等)を含む。)又は低入札価格調査辞退届出(様式第1-2号)の提出を求めるものとする。

2 事業主管課長等は、数値的判断基準に該当しなかった者については、次に掲げるところにより調査を行うものとする。

(1) 低入札者から低入札調査表が提出されたときは、次の①～⑮に掲げる事項について、事情聴取、関係機関への照会等の方法により調査を行う。なお、低入札者が複数あったときは、最低価格入札者(総合評価適用工事に関する入札においては、最高評価値となった入札者)から順に調査を行うことを基本とするが、必要に応じ、これらの低入札者に対し、並行して調査を実施すること(以下「並行調査」という。)ができるものとする。

- ①その価格で入札した理由(様式第2号)
- ②低入札価格調査用工事費内訳書(様式第2-1号)
- ③手持ち工事の状況(様式第2-2号)
- ④手持ち資材の状況(様式第2-3号)
- ⑤資材購入先及び購入先と入札者の関係(様式第2-4号)
- ⑥手持機械及び手持設備の状況(様式第2-5号)
- ⑦労務者の具体的供給見通し(様式第2-6号)
- ⑧安全対策の計画(様式第2-7号)
- ⑨技術者等の配置計画(様式第2-8号)
- ⑩過去に施工した公共工事の成績(様式第2-9号)
- ⑪建設副産物の搬出予定の状況(様式第2-10号)
- ⑫下請予定業者名及び予定下請金額(様式第2-11号)
- ⑬事業報告書等
- ⑭信用状態
- ⑮その他の必要な事項

(2) 前号の規定による調査の結果、より詳細な調査が必要と認めるときは、次の①～④に掲げる書類のうち、必要と判断したものの提出を追加で求めることができる。

- ①一位代価表(様式第2-13号)
- ②共通仮設費の内訳書(様式第2-14号)
- ③現場管理費の内訳書(様式第2-15号)
- ④一般管理費の内訳書(様式第2-16号)

(3) 低入札者から低入札価格調査辞退届出が提出された場合又は低入札調査表及び低入札価格調査辞退届出のいずれかの提出がなかった場合は、調査を終了するものとする。

3 低入札調査表及び前項第2号に規定する①～④に掲げる書類(以下、まとめて「各種調査表」

という。)については、その提出後における差替え又は追加提出は認めない。ただし、調査の過程において事業主管課長等が必要と認めた場合は、原則1回に限り追加提出を認めるものとする。

4 第1項の「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」に該当するかどうかに関する判断基準は、別に定める。

5 第2項の調査において、各種調査表から低入札者が数値的判断基準に該当すると確認した場合は、当該調査を終了する。

(調査後の措置)

第7条 事業主管課長等は、前条第2項の規定により調査を実施したとき（前条第1項又は前条第5項の規定より低入札者が数値的判断基準に該当することを確認して調査を終了した場合を除く）は、調査結果について、別に定める低入札価格審査部会（以下「審査部会」という。）に対し、「低入札価格調査審査部会での審査について」（様式第7号）に「低入札価格調査結果表」（様式第4号）を付して、審査を求めるものとする。

2 事業主管課長等は、前項の審査部会の審査を経たとき若しくは前条第1項又は前条第5項の規定により低入札者が数値的判断基準に該当することを確認して調査を終了したときは、別に定める入札委員会（以下「入札委員会」という。）に対し、「低入札価格調査対象業者（非）落札決定伺い」（様式第9号）に「低入札価格調査結果表」（様式第4号）及び「低入札価格審査部会での審査結果について」（様式第8号）を付して、審査を求めるものとする。

3 審査部会は、第1項の審査の結果について、「低入札価格審査部会での審査結果について」（様式第8号）により、入札委員会に対し意見を表示するものとする。

4 事業主管課長等は、審査部会及び入札委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定するものとする。

5 事業主管課長等が最低価格入札者（総合評価適用工事に関する入札においては、最高評価値となった入札者）を落札者としめない場合（以下「失格」という。）において、次順位者が低入札者であった場合には、事業主管課長等は次順位者に対し「低入札調査表等の提出について」（様式第10号）により通知し、第6条の調査を行うものとする。ただし、並行調査を行う場合を除く。

6 事業主管課長等は、落札者を決定したときは、落札者に対し「入札結果通知書」（様式第5号）により落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対し「入札結果通知書」（様式第6号）により落札者を通知するものとする（電子入札による場合を除く）。

なお、失格としたものがある場合には、「入札結果通知書」（様式第12号）により失格となった旨を通知するものとする。

7 事業主管課長等は、前条第2項の規定により低入札者から低入札価格調査辞退届出が提出され調査を終了したとき、又は低入札調査表及び低入札価格調査辞退届出のいずれかの提出がなかったときは、当該低入札者の入札を無効とする。

(調査結果の公表)

第8条 入札執行者は、落札者が決定したときは速やかに、入札書取書の写しに、低入札者の入札の結果を、「落札」、「失格」又は「無効」の区分により記入し、別に定める要領により閲覧に供するものとする。

2 事業主管課長等は、落札者を決定したときは速やかに前条第2項の規定により入札委員会の審査を求めた低入札者につき「調査結果」（様式第3号）を作成し、公表するものとする。

(施工体制の点検)

第9条 調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、施工体制の点検を強化するものとする。

2 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結した場合は、第6条による各調査表の写しを監督員に引き継ぐものとする。

付 則

この要領は、平成10年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年5月22日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年6月22日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年8月24日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月14日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年8月21日以降に公告又は指名の通知を行う工事に適用する。

付 則

1 この要領は、令和元年7月1日以降に公告又は指名の通知を行う工事に適用する。ただし、第2条における「100分の110」及び第3条における「110分の100」について、消費税及び地方消費税の税率を8%として当初契約する工事においてはそれぞれ「100分の108」、「108分の100」と読み替える。

付 則

この要領は、令和2年4月1日以降に起工決議を行う工事に適用する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日以降に起工決議を行う工事から適用する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告又は指名の通知を行う工事に適用する。

様式第1-1号

第 号
年 月 日

殿

茨城県企業局

〇〇課（室）長

低入札調査表等の提出について

年 月 日に入札を執行し開札の結果、落札の決定を保留していた〇〇〇〇〇〇工事について、貴社の入札した入札価格が、調査基準価格を下回っていますので、下記により書類を作成し、年 月 日までに提出して下さい。

記

1 提出資料

下記（1）、（2）のいずれかの書類を提出して下さい。

(1) 低入札調査表（様式第2号）及び当該様式に示す以下の添付資料

- ア 低入札価格調査用工事費内訳書（様式第2-1号）
- イ 手持ち工事の状況（様式第2-2号）
- ウ 手持ち資材の状況（様式第2-3号）
- エ 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式第2-4号）
- オ 手持機械及び手持設備の状況（様式第2-5号）
- カ 労務者の具体的供給見通し（様式第2-6号）
- キ 安全対策の計画（様式第2-7号）
- ク 技術者等の配置計画（様式第2-8号）
- ケ 過去に施工した公共工事の成績（様式第2-9号）
- コ 建設副産物の搬出予定の状況（様式第2-10号）
- サ 下請予定業者名及び予定下請金額（様式第2-11号）
- シ 事業報告書等（最新の事業報告書の写し）

その他特別な理由により、市場価格より低い価格で当該工事が施工できる理由

(2) 低入札価格調査辞退届出（様式第1-2号）

2 留意事項

(1) 低入札調査表を提出した場合

後日、事情聴取を行います。事情聴取の日時、場所等は別途お知らせします。

(2) 低入札価格調査辞退届出を提出した場合

低入札価格調査を終了します（入札は無効となります。）

なお、本届出の提出により無効となった場合でも、不利益な取り扱いを受けることはありません。

様式第1-2号

本件責任者：氏名
担 当 者：氏名

連絡先
連絡先

低入札価格調査辞退届出

殿

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

工事名：

上記について、年 月 日付け 第 号にて通知を受けた低入札調査表等の提出について、低入札調査表を提出しないことを届け出ます。

この結果、低入札価格調査が中止となり、入札が無効と取扱われることについても、異存はありません。

様式第2号

本件責任者：氏名
担 当 者：氏名

連絡先
連絡先

低 入 札 調 査 表

入札者 所在地

代表者

工事番号		工 事 名	
工事場所		入札価格	円
1 その価格で入札した理由			

- ※1 工事の施工にあたって、その価格で実施可能であることについて記入すること。
- ※2 特に工事の品質、下請契約、労働条件、安全対策の適正確保の事項についても記載すること。
- ※3 以下の資料を全て添付すること
- ア 低入札価格調査用工事費内訳書（様式第2-1号）
 - イ 手持ち工事の状況（様式第2-2号）
 - ウ 手持ち資材の状況（様式第2-3号）
 - エ 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式第2-4号）
 - オ 手持機械及び手持設備の状況（様式第2-5号）
 - カ 労務者の具体的供給見通し（様式第2-6号）
 - キ 安全対策の計画（様式第2-7号）
 - ク 技術者等の配置計画（様式第2-8号）
 - ケ 過去に施工した公共工事の成績（様式第2-9号）
 - コ 建設副産物の搬出予定の状況（様式第2-10号）
 - サ 下請予定業者名及び予定下請金額（様式第2-11号）
 - シ 事業報告書等（最新の事業報告書の写し）
- ※4 ※3の資料の他に、特別な理由により、市場価格より低い価格で当該工事が施工できる理由があればその理由を回答すること。

様式第2-1号
低入札価格調査用工事費内訳書

工 事 名	
工 事 番 号	
工 事 種	
工 事 場 所	

許可行政庁名				
許 可 番 号				
格 付				
会社名・番号	元請負人：1		下請負人：2	下請負人：3
	建設業許可番号を入力			
	許可番号が無い場合は電話番号を入力			
配置技術者相当職の年収（円）	元請負人：1			
	現場代理人相当職	主任技術者相当職	下請負人：2	下請負人：3
所要工期（日間）	元請負人：1		下請負人：2	下請負人：3
		日間	日間	日間

工事区分・工種・種別・細別	規 格 名 称	数 量	単 位	金 額 (単位：円)			
直接工事費							
共通仮設費							
共通仮設費（積上分）							
共通仮設費（率計上分）							
純工事費							
現場管理費							
工事原価							
一般管理費							
工事価格							
消費税額及び地方消費税							
工事費計							

※県の設計書に対応した内訳書を作成，工事区分の規格まで記載すること。

※「主任技術者相当職」には，監理技術者並びに特定監理技術者及び監理技術者補佐を含み，特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合は，特例監理技術者の年収を記載した上，その後ろに監理技術者補佐の年収を括弧書きで記載すること。

様式第2-7号

安全対策の計画

1 安全対策の確保について

2 使用予定資機材

3 保安要員等の計画

4 その他

※当該工事の現場状況に応じた安全対策について記載すること。

様式第3号

調 査 結 果

茨城県企業局 課（室）

1	工 事 の 名 称	
2	場 所	
3	入 札 日	
4	最低価格入札者等	
5	入 札 価 格	
6	予 定 価 格	
7	調 査 基 準 価 格	

(調査結果)

様式第4号

低入札価格調査結果表

工事番号, 工事名		発注課所	
予定価格	円	調査基準価格	円
調査対象業者	応札額	円	応札率 %
[調査実施日] 年 月 日 ~ 年 月 日		開札日 年 月 日	
その価格により入札した理由			
特に留意した費目	判断事項	判断	判断理由
1 直接工事費 ・ ・ 2 共通仮設費 ・ 3 現場管理費 ・ 4 一般管理費 ・ ・ ・	1 数値的判断基準への適合	適 不適	
	2(1) 各種調査表の全部の提出	適 不適	
	2(2) 入札時に提出した工事費内訳書と各種調査表との記載内容の整合性	適 不適	
	2(3) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること	適 不適	
	2(4) 工事の手抜き等による品質の低下, 下請へのしわ寄せ, 労働条件の悪化, 安全対策の不徹底につながる恐れのないこと	適 不適	
	2(5) 入札金額の積算に係る数量が設計数量を充足	適 不適	
	2(6) 入札金額の積算に係る材料・製品の品質・規格が仕様書等に適合	適 不適	
	2(7) 入札金額の積算上, 建設副産物の適正な処理費用の計上	適 不適	
	2(8) 関係法令への違反なし	適 不適	
	2(9) 調査に対する合理的な説明	適 不適	
2(10) 発注者が求めたすべての資料の提出・提示	適 不適		
判断結果	契約の内容に適合した履行がされない恐れがないこと	適 不適	

様式第5号

第 号
年 月 日

殿

茨城県公営企業管理者
企業局長

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日に入札を執行し開札の結果、落札の決定を保留していた下記の工事について、調査の結果、年 月 日付けで貴殿に落札決定したので、通知します。

記

1 工事番号

2 工事名

様式第6号

第 号
年 月 日

殿

茨城県公営企業管理者
企業局長

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日に入札を執行し開札の結果、落札の決定を保留していた件について、調査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 落札業者名
- 4 落札金額
- 5 落札決定日

様式第7号

年 月 日

低入札価格審査部会長 殿

〇〇課（室）長

低入札価格審査部会での審査について

年 月 日に入札を執行した下記の工事については、調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるので、別紙のとおり低入札価格調査表を提出し、低入札価格審査部会での審査を求めます。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 調査対象業者名

様式第8号

年 月 日

〇〇課（室）長 殿

低入札価格審査部会長

低入札価格審査部会での審査結果について

年 月 日付けにより審査を求められた下記の工事に係る低入札価格審査部会での審査結果は、下記のとおりです。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 調査対象業者名
- 4 審査結果

様式第9号

低入札価格調査対象業者（非）落札決定伺い

年 月 日 茨城県企業局 課（室）

会 長	副会長	委 員					

1 当該工事の概要

- (1) 工事名
- (2) 工事内容
- (3) 非落札対象業者，設計金額，予定価格，調査基準価格及び入札価格

2 調査の結果，適合した履行がされないおそれがあると認められる理由

様式第10号

第 号
年 月 日

殿

茨城県企業局
〇〇課（室）長

低入札調査表等の提出について

年 月 日に入札を執行し開札の結果、落札の決定を保留していた〇〇〇〇〇工事に
ついて、先に調査を実施した者を落札者としなことに決定しました。ついては、貴社の入札し
た入札価格が、調査基準価格を下回っていますので、下記により書類を作成し、年 月
日までに提出して下さい。

記

1 提出資料

下記（1）、（2）のいずれかの書類を提出して下さい。

（1）低入札調査表（様式第2号）及び当該様式に示す以下の添付資料

- ア 低入札価格調査用工事費内訳書（様式第2-1号）
- イ 手持ち工事の状況（様式第2-2号）
- ウ 手持ち資材の状況（様式第2-3号）
- エ 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式第2-4号）
- オ 手持機械及び手持設備の状況（様式第2-5号）
- カ 労務者の具体的供給見通し（様式第2-6号）
- キ 安全対策の計画（様式第2-7号）
- ク 技術者等の配置計画（様式第2-8号）
- ケ 過去に施工した公共工事の成績（様式第2-9号）
- コ 建設副産物の搬出予定の状況（様式第2-10号）
- サ 下請予定業者名及び予定下請金額（様式第2-11号）
- シ 事業報告書等（最新の事業報告書の写し）

その他特別な理由により、市場価格より低い価格で当該工事が施工できる理由

（2）低入札価格調査辞退届出（様式第1-2号）

2 留意事項

（1）低入札調査表を提出した場合

後日、事情聴取を行います。事情聴取の日時、場所等は別途お知らせします。

（2）低入札価格調査辞退届出を提出した場合

低入札価格調査を終了します（入札は無効となります。）

なお、本届出の提出により無効となった場合でも、不利益な取り扱いを受けることはありません。

様式第11号

第 号
年 月 日

殿

茨城県公営企業管理者
企業局長

入札結果通知書

年 月 日に入札を執行し開札の結果、落札の決定を保留していた下記の工事について、調査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、貴殿を落札者に決定しないこととなったので、通知します。

記

1 工事番号

2 工事名

3 理由